四　平成三十年十月から令和八年三月までの間において適用されていた保護の基準により対象者に算定された各月の救護施設等基準生活費（保護の基準別表第1第1章の2の(1)のイの地区別冬季加算額、同章の2の(2)のアの期末一時扶助費及び同章の4の特例加算を除く。）、地区別冬季加算額（同章の3の入院患者日用品費に係る地区別冬季加算額並びに同表第3章の1の(1)及び同章の2の(1)の地区別冬季加算額に限る。）、妊産婦加算、障害者加算、介護施設入所者加算、在宅患者加算、放射線障害者加算、母子加算（同表第2章の8の(1)のうち在宅者に係るものを除く。）、入院患者日用品費（同表第1章の3及び同表第3章の1の(1)の地区別冬季加算額並びに同章の1の(4)の特例加算を除く。）及び介護施設入所者基本生活費（同章の2の(1)の地区別冬季加算額及び同章の2の(4)の特例加算を除く。）のそれぞれの額に千分の二十四を乗じて得た額（その額に十円未満の端数が生じたときは、これを十円に切り上げるものとする。）の合計額

五　平成二十五年十二月から令和七年十二月までの間において適用されていた保護の基準により対象者に算定された各月の期末一時扶助費のそれぞれの額に千分の二十四を乗じて得た額（その額に十円未満の端数が生じたときは、これを十円に切り上げるものとする。）の合計額

○厚生労働省
国土交通省
環境省告示第一号

建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程（平成三十年厚生労働省国土交通省環境省告示第一号）の一部を次の表のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年二月二十日

厚生労働大臣　上野賢一郎
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（登録事項の変更の届出） **第九条**　建築物石綿含有建材調査者講習実施機関は、第五条第二項第二号又は第三号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から二週間以内に、同項第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出るものとする。 （登録事項の変更の届出） **第十六条の八**　工作物石綿事前調査者講習実施機関は、第十六条の四第二項第二号又は第三号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から二週間以内に、同項第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出るものとする。	（登録事項の変更の届出） **第九条**　建築物石綿含有建材調査者講習実施機関は、第五条第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出るものとする。 （登録事項の変更の届出） **第十六条の八**　工作物石綿事前調査者講習実施機関は、第十六条の四第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出るものとする。

○農林水産省告示第二百七号

土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第五十二条の二第一項第一号、第二項、第三項第二号及び第六項、第五十三条第二項並びに第五十三条の二第一項並びに土地改良法施行令の一部を改正する政令（平成元年政令第二百十六号）附則第二条第七項及び第三条第六項の規定に基づき、昭和四十七年十一月二十四日農林省告示第二千二百三十四号（土地改良法施行令第五十二条の二第二項の農林水産大臣の定める支払の方法を定める等の件）等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年二月二十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

昭和四十七年十一月二十四日農林省告示第二千二百三十四号等の一部を改正する告示

第一　昭和四十七年十一月二十四日農林省告示第二千二百三十四号の一部を次のように改正する。

昭和四十七年十一月二十四日農林省告示第二千二百三十四号中「年一・一パーセント」を「年一・七パーセント」に改める。

第二　平成四年一月二十四日農林水産省告示第百三号（土地改良法施行令の一部を改正する政令附則第九項の農林水産大臣の定める支払方法等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成四年一月二十四日農林水産省告示第百三号中「年一・一パーセント」を「年一・七パーセント」に改める。

第三　平成二十年六月四日農林水産省告示第八百六十九号（土地改良法施行令第五十二条の二第六項の農林水産大臣の定める支払の方法を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十年六月四日農林水産省告示第八百六十九号中「年一・一パーセント」を「年一・七パーセント」に改める。

第四　平成二十八年三月三十一日農林水産省告示第九百六号（土地改良法施行令第五十二条の二等の農林水産大臣の定める率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日農林水産省告示第九百六号中「年一・一パーセント」を「年一・七パーセント」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十五条第一項に規定する国営土地改良事業に係る負担金でその支払期間の始期が令和七年度以前であるものの利率については、なお従前の例による。

その他告示

○総務省告示第四十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年二月二十日

総務大臣　林　芳正

一　名　称　令和七年度印陸軍との実動訓練（ダルマ・ガーディアン25）への派遣団
二　国外派遣期間　令和八年二月二十二日から令和八年三月十一日まで
三　派遣人数（概数）　百二十人程度
四　派遣地域　インド共和国

○外務省告示第六十七号

昭和四十年十二月四日にマニラで作成された「アジア開発銀行を設立する協定」の一部は、同協定第五十九条第一項の規定に従い、次のように改正され、同改正は、同条第三項の規定に従い、令和八年三月一日に効力を生ずる。

（令和七年十二月一日付けアジア開発銀行事務局長通報）

令和八年二月二十日

外務大臣　茂木　敏充

第十二条を次のように改める。

第十二条　通常業務に対する制限

1　削除

2　第六条5に定める払込請求応諾義務が適用される銀行の借入資金から行なわれた貸付けについては、特定の通貨で銀行に支払われるべき元本の現在高総額は、いかなる時にも、同一の通貨で支払われるべき銀行の借入れの元本の現在高総額をこえてはならない。